

船橋市消防局からのお願い



火災予防条例の改正に伴い、祭礼、縁日、盆踊りなど、誰でも参加できる催しで、対象火気器具等（※参照1）を使用する場合は、**消火器の準備**が必要となりました。

また、催し会場に対象火気器具等を使用する露店・屋台などが出店する場合は、**露店等の届出**（※参照2）が必要になります。

（※参照1）「対象火気器具等」とは、

- 1 ガソリン・灯油などを使用する器具
- 2 炭・練炭などを使用する器具
- 3 プロパンガスなどを使用する器具
- 4 電気を熱源とする器具
- 5 火消しつぼなど火災の発生するおそれのある器具

例 コンロ、発電機、お好み焼き・鉄板焼・タコ焼き・焼き鳥などの器具



（※参照2）「露店等の届出」は、平成26年10月1日から必要になります。

※※ まずは、ご相談ください。

問い合わせ窓口	消防局予防課	047-435-1114
	中央消防署	047-435-8664
	東消防署	047-464-1515
	北消防署	047-438-2238

Q&A

Q1 なぜ、催しを行う場合、消火器の準備や届出が必要になったの？

A1 平成25年8月に京都府の福知山花火大会で、屋台の発電機に燃料を補給しようとした際に引火して多くの死傷者を出したことから、火災予防条例を改正して安全に催しを行うための対応です。

Q2 消防へ届出がいらぬ催しと必要な催しの判断基準は？

A2 ●届出のいらぬ催しとは

- 1 対象火気器具等を使用しない催し
 - 2 集合する者に、社会的広がりをもたない催し
- 例・近親者（家族・友人等）や会社の従業員どうしで行う催し
・幼稚園・保育園等で関係者だけで行う催し 等

●届出の必要な催しとは

集合する者に、一定の社会的広がり（誰でも参加できる）があり、対象火気器具等を使用する露店・屋台等が出店する催し。

- 例・町会・自治会の盆踊り
・商店街のお祭りや催し
・バザーやフリーマーケット 等

Q3 消火器は、誰が準備するの？

A3 原則として、対象火気器具等を使用する人が準備します。また、催しの主催者が消火器を準備することも可能です。

Q4 露店等の届出は、誰がするの？

A4 原則として、露店等を行う者が届けることとなります。また、主催者が一括して届けることも可能です。

Q5 露店等の届出は、いつどこへするの？

A5 届出は、開催日の3日前までに最寄りの消防署に届けてください。

Q6 消防は、どのように指導するの？

A6 消防は、直接現地に出向し、消火器の準備状況、対象火気器具等の取り扱い、通報、避難及び初期消火等についての確認、指導を行います。

Q7 届出のいらぬ催しでも、消火器は準備するの？

A7 必要はありませんが、安全のため消火器や水バケツ等を準備しましょう。